

野犬掃とうの実施について

発行:令和4年7月1日
住民福祉課環境衛生係
☎ 55-6438 (直通)

畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づき、下記のとおり野犬掃とうを実施しますので、貴町内に周知願います。

記

1. 期 間 令和4年7月15日から令和4年12月15日まで
2. 区 域 蘭越町全域
3. 方 法 捕 獲 ※期間内に^{けいりゅう}繫留をしていない犬はすべて捕獲の対象となりますので、ご注意願います。

犬を正しく飼いましょう。

○犬の放し飼いは条例で禁止されております。

放し飼いや捨てたりした場合は、蘭越町畜犬取締及び野犬掃とう条例により罰金に処されることがあります。適正な飼育をお願いします。

○散歩をする場合は、

必ずリードを付けて散歩させ、飼い主から離れることがないようにお願いします。

また、散歩中のフンはきちんと後始末をして、付近の住民の方々の迷惑にならないようにしましょう。



○犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務づけられております。

犬の登録は、生涯で1回。

狂犬病予防注射は、1年に1回必ず実施してください。

※動物病院（ニセコ町「ニセコの森動物病院」、倶知安町「あかねペットクリニック」以外）で注射を受けた際は、狂犬病予防注射済票の交付が必要になりますので、必ず役場へ届出してください。